

「やってる感」の政策評価

東京大学 岩本康志
iwamoto@e.u-tokyo.ac.jp

報告要旨

本稿は、メディア等で用いられているが学術的な分析に乏しい「やってる感」を行動厚生経済学の観点から理論化し、「やってる感」に基づいた政策の評価手法を提示する。

「やってる感」は、(1)真の効果は低いが、見かけの効果が高いと誤認された政策が実施される、(2)誤認した有権者を満足させるために実施される、の側面をもつと考えられる。

規範分析、あるいは政策評価の観点からは、現状あるいは他の選択肢に比較して、費用対効果が劣る政策が実施されることが問題となる。ただし、だれかがそれに満足していることも特徴となるので、政策評価の基準となる「真の費用対効果」と有権者が認識する「見かけの費用対効果」の乖離が生じている。

効果に着目すると、見かけの効果が真の費用より高い場合に、「やってる感」が生じる。費用に着目すると、真の費用は高いが、見かけの費用が低いと認識された政策が実施されることが政策評価では問題となるが、これは「やってる感」には該当しない。逆に、見かけの費用が真の費用より高い場合には、費用をかけていることから「やってる感」が生じることが考えられる。「やってる感」での真の費用と見かけの費用の間でどちらが高いという関係が定まるわけではない。

また、「やってる感」は、有権者に見せるという特徴が重要である。この問題の特徴づけるために、経済主体として「有権者」、「政策当局」、「有識者」の3者を考える。有識者とは、真の効果を認識している主体を指し、政策評価の基準である。

政治過程で非効率な政策が選択される現象の分析は、政治経済学の文脈でおこなわれているが、政策の選択は有権者の多様な選好を集計する過程として描写される。また、政治家のタイプとして、自己の信念で政策を実現させるタイプと、有権者の支持を最大化する政策を選択するタイプの2種類がある。この政治家のタイプの分類を本稿の議論に適用すると、前者が自己満足型「やってる感」、後者が顧客満足型「やってる感」に対応する。なお、ここで有権者の誤認を考慮することが、政治経済学での分析と異なる点であり、行動経済学の視点が入ってくる。政策当局が有権者と同じく真の効果を誤認しているのか、真の効果を知っているが有権者の見解に合わせているのか、の2タイプを考えることができる。正しい意思決定のためには、有権者の誤認を改める必要があるが、その際に政策当局が誤認しているかどうかで、有識者が事態の

是正を図るための政策当局への働きかけが違ってくだらう。前者のタイプであれば、政治・行政の場の議論で修正を図る余地があるが、後者の場合、本質的な問題の所在は有権者にあるので、政治・行政の場での議論よりも有権者の誤認をどう図るかが問題となってくる。行政事業レビューでの意見対立が本質的ではなく、有識者と政策当局で協力して有権者の誤認の是正を図ることが問題の解決策となり得る。

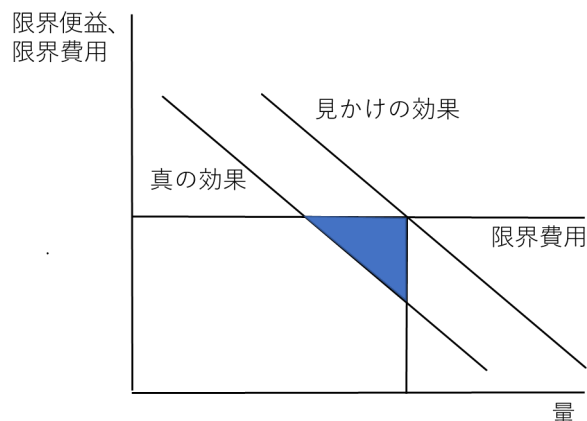
効果の誤認がどこでどのような理由で発生するのかは複雑であるが、顧客満足型を中心に考えるのが有益である。

「やってる感」で政策が採用される理由は、様々な可能性がある。

投入が比較的測定しやすく、効果が測定しにくい場合、政策のアウトプットとアウトカムに正の相関があるという先入観を利用して、アウトプットを増加させることで、アウトカムが増加したと思込ませることである。

また、効果の認識に一定の認知能力を要する場合に、認知能力が低くても認識される効果をもつ政策が、「目立つ」政策として採用される。この場合の認識は、真の効果だけではなく見かけの効果でも起こり得る。

有権者が政策の価値を正しく把握できない場合、意思決定は、個人の認識する支払意思額によって決定されるが、政策の評価は、個人の評価とは違う真の評価に基づいておこなわれる。図は、有権者の評価する便益（支払意思額）が真の便益よりも大きい状態を示したものである。図の横軸は、政策の量を表す変数である。簡単化のため、政策実施の限界費用は一定であると仮定する。



有権者の評価する限界便益（見かけの効果）と限界費用が等しいところで政策が決定されると、真の限界便益が限界費用を下回っている部分（図の青色の三角形）だけ社会的損失が発生している。

このような構造は、費用便益分析において、非対称情報が存在する場合と嗜癖が存在する場

合の社会的余剰の計測と同等である。

上記の議論は、有権者が評価していることを否定して、政策の価値がないとしているので、消費者主権を認めておらず、温情主義の立場に立つものである。この状況で消費者主権を支持するならば、有権者が「やってる感」を評価しているので、政策評価でその価値を考慮すべきという考え方になる。したがって、温情主義の立場が正しいかどうか、が問われることになる。